

# 記載例

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・水道法施行規則第二十条の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・由利本荘市指定給水装置工事事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・給水装置の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

令和8年 2月 3日

### 申請者

氏名又は名称 由利本荘水道

住所 由利本荘市表尾崎町5番地

代表者氏名 由本 太郎

由利本荘市企業管理者 様